

令和 7 年度東かがわ市国民健康保険運営協議会（第 1 回）議事録

招集年月日 令和 7 年 8 月 19 日

招集の場所 東かがわ市役所南棟 3 階大会議室

開 会 令和 7 年 8 月 19 日 14 時 00 分宣告

閉 会 令和 7 年 8 月 19 日 15 時 33 分宣告

委員等	氏 名
出席委員	雲 財 英 喜
〃	平 尾 千恵子
〃	竹 本 朝 美
〃	橋 本 正 俊
〃	占 部 日出明
〃	工 藤 潔 香
〃	小 松 千 樹
〃	宮 脇 美智子
〃	長 尾 健 司
〃	小 島 昌 一
（＊12名の委員中、10名出席、2名欠席）	
職務のため会議に出席した者	
市民部長	片山 竜治（市民部長）
事務局	大松 美弘（長寿保健課長）
〃	板坂 政治（税務課長）
〃	板坂 陽子（税務課 諸税 G L）
〃	戸川 晴佳（税務課 主査）
〃	石川 宜功（長寿保健課 保険・年金 G L）

開 会	《開会宣言》 14時00分
大松課長	ご案内の時間が参りましたので、ただいまから、令和7年度第1回、東かがわ市国民健康保険、運営協議会を開催いたします。本日進行させていただきます。大松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 本来であれば、市長がご挨拶をすべきところではありますが、本日公務のため出席できませんので、市民部長よりご挨拶を申し上げます。
片山市民部長	《部長挨拶》
大松課長	ありがとうございました。 それではご報告をさせていただきます。 ただいまの出席委員ですが、10名の委員の方に出席いただいております。 東かがわ市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、半数以上の出席を満たしておりますことをここにご報告をさせていただきます。 議事に入ります前に、今回は公益を代表する委員の改選がありまして、初めての会議でございますので、新しい3名の委員さんから自己紹介をいただきたいと思います。 恐れ入りますが、工藤委員さんから、自己紹介の方をお願いいたします。 《工藤委員、小松委員、宮脇委員の順で自己紹介》 ありがとうございました。 それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。 本来なら、議事進行については、会長が行うこととなっておりますが、会長がまだ決まっておりますので、会長が決まるまでの間、引き続き、私が進めさせていただきます。
議 題 第1号 東かがわ市国民健康保険運営協議会長の選任について 大松課長	議案第1号「東かがわ市国民健康保険運営協議会長の選任について」でございます。会長につきましては、国民健康保険法施行令第4条第1項の規定により、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙するとなっております。委員の皆様いかがいたしましょうか。何かご意見がありましたら、お願いします。 《” 工藤委員をお願いします” との声あり》

大松課長	工藤委員ということで、いかがでしょうか。よろしいようであれば、拍手で、お願いします。 《全員拍手》 ありがとうございました。 工藤委員は、会長席へ席のご移動をお願いします。 《工藤委員 会長席へ移動》 それでは、会長が決まりましたので、これからの議事につきましては、会長の方で、進行をよろしくお願いします。
議 題 第 2 号 議事録署名委員の指名について 工藤会長	ご指名により会長を仰せつかりました工藤でございます。円滑な議事の進行に努めて参りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは早速でございますが、議題第 2 号に移らせていただきます。 はじめに議事録署名委員の指名をさせていただきたいと存じます。 被保険者を代表する委員の中から雲財委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員の中から占部委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 《異議なし》
工藤会長	はい、ありがとうございます。 続きまして、議題第 3 号、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計決算報告について審議させていただきます。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局 石川 G L 戸川主査	《事務局説明》 長寿保健課 1, 2, 3, 4 ページの説明（全体決算状況） 税務課 5, 6 ページの説明（国保税歳入、歳出状況）
工藤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。 はい、小島委員。
小島委員	まず 1 ページの科目なんですけど。 令和 6 年度の予算の会議のときに、③の、国庫支出金、この科目が予算のときにはなかったんですけど、この表は、基本的

に予算と決算は同じ表であるべきだと思うんです。

なぜ変わってるのかご説明いただきたい点が1つ。

次は、被保険者のうちの1ページ目の国民健康保険税の被保険者のうちの退職被保険者等国民健康保険税、これが408円とか75円とか114円とか、端数が出てると思うんですけど、3ページの一般状況の退職者被保険者のところを見ると、退職者保険者数っていないんですよね。

ただ、徴収されてる金額って、多分延滞金だと思うんですが、令和6年、去年の3月で多分、退職者制度終わったと思ってるんです。

健康保険組合も、協会健保さんも多分退職者、制度導入してないんで、ちょっとうちの方は退職制度わからないんですけど、多分、延滞が残っている退職者が何名かおられてその人が延滞金を払った分が計上されたと思うんですけど。

その延滞されてる方が何名いるのか、いつまでこれが続くのかちょっとわからないので、教えていただきたいな、ということが2つ目。

それから3つ目が、4ページ目の①総務費のうち、委託料のところの資格確認書等システム改修委託料っていうのが、委託料の3段目のところに、385万円で計上されていると思うんですけど、これは、厚労省からの通知で、令和6年度の、マイナ保険証のシステム関係の費用は、国が負担するという通知が、令和6年6月25日の厚労省発保0625第4号(6)に掲載されていて、市町村が行う事業についての補填という形で、マイナンバーカードと健康保険証一体化に伴うシステム改修等の事業は、国が厚労省大臣の定めた額を支出すると。要するに補填するという形になってるんですけど、この費用を皆さんの健康保険料から支払うというのは、ちょっと通知と違う動きになってるんじゃないかと思ひまして、どこか歳入があるのであれば、先ほど第1の質問で言った、国庫支出金のところに、385万が計上されるべきじゃないのかなっていうことがありましたので、ご質問させていただきました。

4つ目が、収納率について、前回、こちらの方で、過年度分の徴収率が非常に悪いと、令和5年度が73.41だったかな。

先ほど説明いただいたように令和6年度85.2で、10何パーセントぐらい上がっている。私がお願いしたことが、実行されたというふうに認識はしております。

非常に収納率が上がってきたのは良いんですけど、全体としては上がってないから、どうかとは思いますが、基本的には、皆さん助け合いの精神で、健康保険制度が運営されてるんで、

	保険料を納めて、適正な医療を受けるという形を考えたときに、令和6年度の過年度分の徴収が上がったことは良いと思います。 これが一過性であれば、また下がるのであれば、結局対策が何やったのか、上がった対策はどういうことをして、収納率が上がったのか。 これがSDGs（エスディージーズ）ではありませんけど、持続可能な対策をちゃんと施された結果、こう上がってきたのかの、4点をお聞きしたいと思います。
工藤会長	ありがとうございます。 それでは事務局よりご説明申し上げます。
事務局 石川GL	ご質問の中の、1番と3番が、関連するので、1番の質問と3番の質問を併せて、ご回答させていただけたらと思います。 まず議題第3号の1ページ目のですね、国庫支出金のところが、東かがわ市の、令和6年度の予算では、国庫支出金自体は、計上してないので、通常、ここに国庫支出金があるのが、今年度で言うたら7ページ目の、令和7年度の予算額のところに国庫支出金がないんですよ。 だから、当初予算の方では国庫支出金自体を、計上してないので、本来は、合わせるっていうのが、本来、正しい形かなと思います。
小島委員	すいません。 要するに、令和6年度の予算で決定されてるんですよ。 この会議で、令和6年度に予算審議して、令和5年度の2月か3月の予算のときに、決定されたものには、③④⑤とあって、その中で、③で県支出金の予算が計上されていて、要するには、ここには表れないはずなんですよ。 この予算と同じ資料になってないかっていうところを聞いていて、資料が何で予算のときに決定された、国民健康保険運営協議会で決定された事項で承認を得たものが、予算に対して、実績がこうでしたよっていう決算になるはずが、何か資料が違うっていうのが、ちょっと納得できない。 なんで③に突然、国庫支出金が出てきたかっていうのが、私も、健保組合の決算している関係上、よく厚労省から言われるのが予算と決算が何で違うんですかと、おかしいでしょう、となんで科目が変わるのか。途中で予算変更したんならね、わかるんですけど、変更したら皆さんに通知がいるはずなんです。

事務局 石川 G L	なぜこう予算と決算の表が食い違ってるのかっていうところですよ。 そうですね過去の分、今、手元にあったので、見てみたんですけれども、過去の分から、国庫支出金自体は 0 円で計上した形にこの資料自体はなっております、今回ご指摘いただいたことで、今後は、当初予算で取っていないのであれば、表から削除させていただいて、計上するっていうのが、本来の形かなと思いますので、そういうふうに今後していきたいと思います。 それと、3 番目の、システム改修、4 ページ目の資格確認書等システム改修委託料の 385 万円。歳入の受けどころではございますが、本市の方としましては、小島委員さんもおっしゃったように、国の通知から国庫支出金という話だとは考えられるんですけど、本市の方では、県の方が国庫の事務をされていて、県支出金の中の、県補助金の（特別）のところで、5,491 万 3 千円で計上されていますけれども、この中に 385 万が入ってきている運用をしております、これは、県の方でも、年報のヒアリングがございまして、決算状況と、実際にその支出を照らし合わせるんですけど、これまでずっと国からの部分も、間接補助っていう扱いで県支出金に入れてきていたので、そこが本来であれば、国庫支出金を費目として作って、計上するのが、正しいのではないかとというご指摘もいただきまして。
小島委員	今朝、県の方に聞いたら、県は、国から補助金を受けてませんと、直接、市に送ってますっていうので、何か食い違うんですけど、県に確認したほうがいいですか。
事務局 石川 G L	それは大丈夫です。県は事務をされてるのですが、実際、県の中の会計は通していないんで、香川県さんがおっしゃっているのが正しいという認識になるんです。
小島委員	じゃあ、県支出金の特別費ではないのでは。 会計がちょっと信頼でない会計。
事務局 石川 G L	国庫支出金で、本来、計上するのが、正しいっていうことだと考えられます。 今までの運用で言うと、県支出金の中に国庫も入れていたんですけど、実際、この令和 7 年度で、議題第 6 号でまたお話するんですけど、その中で、国庫のシステム改修というのが、子ども・子育ての支援金の方で同じようなのがありますが、そ

小島委員	こでは、もう、国庫支出金で補正予算を計上するという形で動いておりますので、今までの運用としたら、県で受けているというような形の回答にはなってしまいうんです。 せっかくここに科目も出しているのだったら、ここに入れたほうが良いんじゃない。 正しく、やっぱり会計っていうのは、事実をきちっと集計に表すだけの話なんで、それを、あるもの当てる、分けるっていうのは、ちょっと違うような気がして。 事実の科目に持っていくのが基本的な会計システムだと思うんですけど。国からもらっているのに県の方に入れるっていうのはちょっとどうなんかなと。 もう1つは、市民の方、皆さん資料見られるんで、4ページ目、歳出の事業費何とかが書かれるんであれば、これは皆さんの保険料じゃなくてこれは国からもらったものが、歳入のここにありますと、きちっと明記して、これは皆さんの保険料から支出したものでありませんと。国からこの補助をもらってますっていう、要するにプラスマイナスはゼロですよっていう言い方をしないと、何か皆さんの保険料からこれ支出してますっていう形に、みんな受け取ってしまうような気がするんです。 ですから、やっぱり表現は市民が見て、納得する私たちの保険料は、医療費とか、こういう事業にちゃんと使われたんだと。 市も、国からの補助は、ちゃんと受けて、皆さんにできるだけ、医療費の方でカバーするような仕組みでちゃんと運用してますというふうな表現をやっぱりすべきじゃないかなというふうに思ってるんで、ちょっとこの点は、修正をお願いできたらと思います。 先ほども、子ども・子育て支援金でも同じ質問しようと思ったんです。資料の一番下の欄外に、国から補助があるというふうに明記されてるんで、これは令和7年度の予算、2月にした予算のときに、国庫支出金に千円、予算名目計上されてないんで、その質問をしようと思ってたんです。国庫支出金なぜ計上しないんですか、という質問しようと思ってたんで、できたら予算編成のときに、また次の回かな。次の決算ときにはきちっと、国庫補助金で計上していただきたいなというふうに思います。
事務局 石川GL	はい、ご意見わかりました。
工藤会長	はい。よろしいでしょうか。

	他に何かご質問はございませんか。
事務局 板坂 G L	失礼します。 それでは 2 番と 4 番の質問にお答えします。 まず、2 番の退職被保険者等国民健康保険税の端数についてですが、滞納の人数は 1 人になります。 もうこれで、すべて滞納解消しましたので、令和 7 年度からは、予算計上しておりません。 次に 4 番ですが、滞納分の徴収率アップ要因になりますが、滞納分の大川広域行政組合さんの方に徴収移管しております、その徴収実績が主な要因になります。
小島委員	大川広域さんが頑張ってくれた、今年度も頑張ってくれる、そういう仕組みで運用して継続して、85%キープできる見込みですか。
事務局 板坂 G L	滞納分っていうのが、どうしても徴収困難なものは、どうしてもありまして、その徴収困難なものについては、5 年の時効でなくなります。 なので、徴収困難なものは、次の年に調定が上がらなくなりますので、どうしても徴収できるものを調定上げていくような形になりますので、その分で滞納処分していています。 それで滞納分については、毎年少しずつ上がっていくのは普通かなと思います。
工藤会長	はい、小島委員。
小島委員	滞納分は良いのですが、前も質問したんですけど、時効があって、毎年、300 万ずつ時効になっていっているということで、令和 6 年度は実際どれぐらいありましたか。
事務局 板坂 G L	令和 6 年度につきましては、不納欠損が、353 万 2,700 円。 令和 5 年度が 344 万 7,375 円で、若干増えています。
小島委員	要するにこの 300 万あったら、さきほどのシステム改修ぐらの金額を毎年放っていると言うか、市としては、貰えるものを貰わずに、皆さんの保険料でカバーしているのでしょ。医療費を使っていたら。出来たら、時効を迎える前に、早めの対処を、やっぱり、同じ市に住んでいて、同じ平等に医療を受けるのであれば、平等な対応をお願いしたい。

	それで、ちょっとついでで申し訳ないのですが、資料の 5 ページの①国民健康保険税の退職者のところの調定額の合計が、586,542 になっていますが、586,543 じゃないかなと思うんです。 上が 2 で、1 を足したら、3 になるんじゃないかな。 先ほど、退職者の端数やから、0（ゼロ）になったんだけど、端数があるから小計で 1 上げていると石川さんの方から回答ももらったと思うんですけど。 左側の調定額が 1 違うんじゃないかなと。
事務局 戸川主査	おっしゃるとおり、1 がありますので下に合計が、586,543 になるんじゃないかということなんですけれども。 実はですね、その調定額の上側、一般被保険者国民健康保険税で、医療給付費分現年度分から始まりずらっとありまして、こちらの方も四捨五入をしておりますので、小計が 586,542 になっているのですが、こちらの実数としましては、586,541,719 円で、こちら、最後の三桁が、542 になっておるんですけれども、四捨五入で実はこれは 541 が本当の数字。 すいません。回答がちょっとわかりづらくて申しわけないんですけれども。 四捨五入をして、あくまで最後が 2 に上がっているんですけれども実は 2 にはなっていないんですね。 下の退職被保険者等国民健康保険税の方の 1 なんですけれども、こちらは数としましたら、597 円。 この 597 円も、上側の一般被保険者の方の実数ですね、何円というふうに言わずに数字だけで言うと、586,541,719、そこに 597 円を足すと、合計が、586,542,316。 1,000 円未満が 316 円になりますので、足しても、まだ、この 543 にはならない数字になるんです。四捨五入の差で。
小島委員	であれば、調定額のところをゼロでよかったじゃないかなって思うんです。
事務局 戸川主査	すいません。口頭でばかり言うとわかりづらいですので、議第 3 号の方に出てきたページで言うと 1 ページの方をちょっとご覧いただきたいんですけれども。
工藤会長	はい、事務局どうぞ。
事務局 板坂課長	はい、すいません。 5 ページの方は 1,000 円単位でして、1 ページの方が 1 円単

	位なんで、仮にこっちが数字出て、こっちは0（ゼロ）だったらそれはそれでっていうところもあって、表し方だけの問題なんですけど、もしくは、来年度より例えば5ページの1,000円単位の合計だけでいいんでしたら、そういう扱いにさせていただきたいなとは考えております。
小島委員	これがね、市民の方が見たらあれなんで、これは四捨五入の関係があり、合計額は食い違う場合があると、注意書きをしておけば、詳しくは表を見てくださいと言っておけば良いと思うんですけども。数字はごまかすわけではないので、厚労省の方からは、切り捨て切り上げがあるんで、これ難しいところなんですけど、県も困ってるんですけど、そのあたりをきちっと説明をしてあげた方が、これを小学生が見たら計算間違いしていると思ってしまうんで、端数処理はこういう表現が異なってますっていう注意書きをしておけば良いんじゃないかなと思いますんで、表記をお知らせする市民が見てわかるような形にお願いしたいなと思います。
工藤会長	はい、どうぞ。
事務局 板坂課長	そしたら千円単位の方につきましては、四捨五入の関係で、変わる場合がありますという文言をつけるようにいたしますので、それでご理解ください。以上です。
工藤会長	よろしいでしょうか。 はい、他にご質問ありませんか。 長尾委員。
長尾委員	協会けんぽの長尾と申します。よろしくお願いします。 ちょっと私も全然勉強不足で、わかってない部分で、以前に、ご質問とかをされた方いらっしゃるかもしれないんですが、4ページですね、②歳出の保健事業費のところの報償費、165,000円ということで、健康家庭記念品5,000円×33世帯とあると思うんですが、これは何か基準があって、例えば、検診を一度受けてくれた世帯の方とか、そんな基準があるのかなというところを教えていただきたいのと、もう1点はですね、そのページ下の、特定健康診査等のところで、3つ目の委託料の健診の方は、医療機関でしていただいていると思うんですが、その下の横の保健指導委託費なんですけど、こちらの方は東かがわ市役所では、病院の方でしていただいているのか、それとも市役

	所の保健師さん等がやられてるのか、もしくは、保健師等の専門機関や事業所様が、実施されているのかというところが1点と、最後に、5ページに飛びまして、下の※(コメ)印2つ目の口座振替の状況というところで、右側の口座振替率に42.18%とあるんですが、これは国民健康保険税だけで42.18ということだと思うんですが、一般の税とかに比べて、42.18っていうのが高いのか、低いのかっていう、先ほど収納率の関係でもいろいろあったかと思うんで、口座振替の方が進めば、少しその辺りの収納率も、プラス要因になってくるのかなと感じましたので、ご質問させていただきます。 以上3点です。よろしくお願いします。
工藤会長	それでは事務局よりご説明申し上げます。
事務局 石川GL	まず保健事業費の、4ページの報償費、16万5,000円でございますが、こちらの方は、健康世帯の表彰ということで、世帯の被保険者全員が療養の給付を受けていない世帯、これは病院に行っていない世帯、被保険者全員が特定健康診査を受診している世帯、国保税を滞納していない世帯、この3つの条件が、クリアされた方に、11月に、市のありがとう券5,000円分を33人対象者がいましたので、33人に送った金額が16万5,000円というような形になっております。 2番目の、特定健康診査等の委託料の保健指導委託料につきましては、予防医学協会を受診した人間ドックの方に関して、特定保健指導を、実施していただいております。 はい。 以上です。
事務局 板坂GL	3番目の口座振替率42.18%になりますが、他の税目と比較してというところですが、住民税法は34%。軽自動車税が37%。固定資産税は58%で固定資産税は、前納報奨金がありますので、どうしても高くなります。 以上です。
長尾委員	ありがとうございます。
工藤会長	よろしいでしょうか。 他にご質問ありませんか。 はい、雲財委員。

雲財委員	決算には直接関係ないかも知れませんが、資料に出ていますので、基本的な質問です。 3 ページの一般状況に、被保険者数、一般被保険者数は、減っていますが、来年、再来年、5 年後、10 年後、災害とかはないとして、死亡、わからないと思いますけど、シミュレーションをされているのでしょうか。 詳しくシミュレーションされてなくても、減っていったらどうするとか、いろいろ考えてることが、何かあったら教えてください。
事務局 石川 G L	はい。雲財委員さんから、ご指摘のありました一般被保険者数の、今後の伸びというか、シミュレーションなんですけども、当初予算を毎年作成する時に、過去の状況から、近年で言ったら、400 人前後、毎年、国保の方は、減少していますので、ある程度は、シミュレーションしてるんですけども、ただ、5 年後に、国保被保険者数が、例えば 4,000 人になりますとか、いう確定的な数値っていうのは出てないんです。 なぜかと言うと、健保の方の動きとかも、ご存じだと思うんですけど、例えば、適用の事業所、厚生年金、健康保険とかの適用の事業所も、だんだん拡大していて、事業所の人数が、例えば、今だったら 50 人未満とかっていう特定事業所とか、それがもう 0（ゼロ）になるとか、今後そういった動きになってくると、さらに、国保の被保険者数というのは減るので、社会情勢自体も絡んできますので、また、東かがわ市の人口の減少とも併せもってシミュレーションしていくので、今のところ出てないのです。課題であるところでございます。
雲財委員	そうしたら、だんだん減っていくということは、一般的ですけど、被保険者数が減るほど、やっぱり保険料が上がるということと繋がっていくのでしょうか。 ある程度、覚悟しておいた方が良いでしょうか。
事務局 大松課長	おっしゃる通り、単純に考えますとその保険者数が減ることは、減った数で割ってしまうので、高くなるっていうことが、想像は出来ますけど、あとは医療費がどれだけかかるか。 診療報酬とかも、国の方が毎年改定してますけど、そのあたりの、兼ね合いもありますので、単純に上がると言えないかもしれませんし、香川県の国保については、広域化を令和 18 年に完全に県で統一するような目標になっていますけれど、そのあたりも、他市に比べると、安かったりするのがありますから、

	単純に考えたら安いところは高いところに、近づいていきますし、高いところは逆になってしまうので、ここ数年で、今の県で統一する流れもありますので、もう高くなるか安くなるかの明言はできません。
雲財委員	わかりました。あまり期待しない。 頑張ってくださいと思います。
工藤会長	よろしいでしょうか。 他にご質問ありませんか。 はい、占部委員。
占部委員	出産育児一時金が随分増えているんですけど、出産が多かったのか、それとも1人当たりの金額が上がったのでしょうか。
事務局 石川GL	令和6年度の方が50万円の支給で6人なんです。令和5年度が、確か50万円ではなく、48万円で4人、単価自体が上がったっていうのと、あと、出産された方も多かったということです。
工藤会長	よろしいですか。 他に質問ありませんか。 他に質問がないようですので、議題第3号、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算報告について、採決を取りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いいたします。 《賛成多数》 賛成多数でございますので、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算報告については承認されました。 続きまして、議題第4号、令和7年度国民健康保険事業特別会計執行状況の報告についての説明を事務局よりお願いいたします。
事務局 石川GL 戸川主査	《事務局説明》 長寿保健課 7,8ページの説明（執行状況、前年並みで推移） 税務課 7ページの説明（国保税歳入前年並みで推移）
工藤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はござい

事務局 石川 G L	ませんか。 ないようでございますので、続きまして、議題第 5 号、令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導の結果についての説明を事務局よりお願いいたします。 《事務局説明》 9 ページの説明（特定健康診査、令和 6 年度 42.4%、前年度から 0.3 ポイント増、保険者別受診率では、香川県内 17 市町中 10 位）
工藤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 はい、宮脇委員。
宮脇委員	9 ページに説明があったように特定健診や特定保健指導の受診率とか実施率が成果として挙がっていますが、実際に医療費が受けなくなったとか、健康になったデータとか本当の成果とかはどのように計るのでしょうか。指標はできないものかと思いましたので。
事務局 石川 G L	特定健診の受診率に応じて、健康が改善されたかどうかのデータ分析ですが、現在、市の方としては、データ分析結果をお知らせするのは、難しいです。総合的にデータ分析のシステムとして、K D B システムとかがありますが、どう結びつけていくかが、今後の市の課題かなとは思いますが、
宮脇委員	なぜこういう質問をさせていただいたかと言うと、他の委員さんの質問でも、これから医療費、保険料が上がって行って、上がりっぱなしになってしまわないかっていう懸念があるのですが、本当に変えるとしたら検診や様々なところで変えて行って、削減っていうところを考えていかなければいけないので、健康に繋がっていくかも、実際のデータを取って行って、余計な健診をし過ぎていないかとか、余計なものがないかっていうのを、具体的には今、言えないんですが、大幅に削減を考えていかないと、これからどんどん上がって行ってしまっていくところが、予想がつくので、あり方について、考えることが必要かなと思い質問させていただきました。
事務局 大松課長	ちょっと補足させていただきたいんですけど、先ほど推しはかるデータは、実は難しくて、今回は、国保の運協の会なので、

	特定健診のデータを載せてますけど、長寿保健課としては他にも国保以外に、一般の方の人間ドック、これは 40 歳以上、今は 74 歳まで、勧奨して受けていただけてますんで、その方々については、いろんな疾病があると受診勧奨を後ほど、職員の方からもしますし、その病院の方からもし、健康を持続していただくような、勧奨を個別に連絡を取ってやっています。 それとは別に集団検診、地域で公民館とかでやってる癌検診とか、案内も、個別にして、去年受診してるのに今年、申し込みがない方には、なお、2 回、3 回連絡して受診してもらうようにもっていったりとか、ありとあらゆる手を使って、この特定健診はこの受診率ですけど、これ以外の健康に関する施策もいろいろあって、それをいろいろ使って、受診に向けたりとか、そういった健診の結果が、データでくるので、ちょっと健康ではない方については、糖尿病の健康指導とか、交流プラザで保健師がしてますので、そういった案内もしても、結局は出てきてくれるのは、10 人そこそこになってしまうので、結局はその人のとらえ方、動いてくれるかとか、検診の結果は出ているけど、やっぱり自分で動かんかったら、最終は健康になるのは、どういったふうに仕向けるかというのは、やっぱりなかなか難しい。 結局は、自分の気持ちを切り換えてもらうだけなので、一応あらゆることは、進めてみて、どうにか健康を維持してもらうようにするには、今のところやるしかないっていうところで行っているところです。
工藤会長	はい他にありませんか。 はい、長尾委員。
長尾委員	先ほどの健診とか保健指導とあったものを、効果、医療費等の効果とかっていうお話もあったかと思うんですが、この 9 ページのところの保健指導で、特に積極的支援であれば、令和 5 年 91%、6 年度 70% 強ということで、かなり利用率が高いかと思うんですが、保健指導実際も医療に罹っている方とか、服薬を実施してる方っていうのは、対象者からの除くかと思うんですが、今回こういう形で、保健指導を受けて、また、医療には罹るまでの数字ではないんですけど、2 年目、また 3 年目、同じ方がやっぱり対象になってきているような状況が多いのかということと、もう 1 点、途中中断っていうのが少ないんだろうと思うんですが、これは、初回の面談を分割して実施するっていうことができるようになった、効果なのかどうかっていう点と

事務局 石川G L	いうことでちょっと教えていただければなと思います。 同じ方が対象となってるかっていうとここですけど、この部分に関しては長寿保健課の保健師が主体になって動いている部分にはなるんですけども、同じ方が対象となってるっていうのは、聞いたことがあるので、そういった状況ではございます。 中断率は、今、お答えできるような資料がなくて申し訳ございません。
長尾委員	かしこまりました。 相当高い、協会けんぽは、こんなに高くないので、ものすごい差というところがありまして。質問させていただきました。 ありがとうございます。
工藤会長	はい。小島委員。
小島委員	関連して、先ほどの利用率が高いっていうんでここの表記なんですけど、これあくまでも利用者数ですよ。 健保は、基本的には終了者数で表示するんです。 集計は先ほど言った中断があれば終了してないんで、率が下がるんですよ。 非常にこれ健保連から厳しく言われているんですけど、終了者数を表示するようにしたらどれぐらいのパーセントになります。あくまでこれ利用者数なんで、利用しますって手あげた人の数がこれだけで、実際、最後まで指導を受けて終了したかっていうと、この利用者数と修了者数の違いがあると思うんですけど。 非常に高い数字なんでね、利用者数はうちも高いんですよ。 90 何%、でも終了数は低いので。 ちょっと利用者数と終了者数の表示の問題ですけど、資料はこれで良いのですが、委員の皆さまには、実際に指導が終わってちゃんと最後まで法令に基づいた指導を終了した数が、本当にこれだけの数があるのかどうか、確認してもらいたいと思います。
事務局 石川G L	はい、わかりました。 この利用者数の中の終了者数を精査させていただいて、次の、会で、報告をさせていただけたらと。
工藤会長	はい、他にございませんか。

事務局 戸川主査	ないようですので、続きまして、議題第6号、子ども・子育て支援金制度について説明を事務局よりお願いいたします。 《事務局説明》税務課説明の概要 令和7年6月5日に成立した、改正子ども・子育て支援法に基づいて、子育て世帯への経済的支援を拡充するための支援金を、被保険者が加入する医療保険の保険料に追加する形で、被保険者一人一人が負担しまして、少子化対策を強化するために、全世代、全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組みとなります。 東かがわ市では、現在、令和8年度課税開始に向けて、システム改修に必要な費用を、9月の補正予算として上程しています。このシステム改修にかかる費用につきましては、100%国からの補助金が充てられます。 また、子ども・子育て支援金制度が始まるにあたり、被保険者に向けて、広報やホームページ等で内容を周知、共有し、ご理解いただけるように活動を行って参ります。
工藤会長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございますか。 はい、宮脇委員。
宮脇委員	今からやっていくから何とも言えないかもしれませんが、これまでのこども家庭庁さんの取り組みで、今までの検証としては、出生率とか増えなかったっていうのがあるんですが、もちろん人口減しているのも仕方ないことだと思いますが、この取り組みをしたその成果は、どのように計っていくのでしょうか。 国民の皆さんの負担が大きくなることがあるので、本当に、結果をしっかり検証していかないと、本当にそれがプラスになるのかなっていうところも、ちょっとわからないと思うんですが。
事務局 板坂課長	国で決められたことなので、私どもにどうすることも出来ない話でして、この検証云々についても国の方にお問い合わせいただける方が良くと思います。以上です。
工藤会長	他にございませんか。小島委員。
小島委員	確認なんですけど、これを税務課が扱うということは、やはりこれは、子ども・子育て支援税みたいな名称になるんでしょう

	うか。要するに、保険料として徴収するっていうんで健康保険組合は、徴収するんですけど、国保の方は、介護と同じような形になるのか、国民健康保険料として取るのと同じように、子ども・子育て保険税、みたいな形で、名称って言ったらあれなんですけど、税務課で扱うっていうことの理解でよろしいんでしょうか。
事務局 板坂 G L	お答えします。あくまで国民健康保険税の中に含まれるということになります。
小島委員	明細に出るということですね。
事務局 板坂 G L	所得割、均等割、平等割の枠に。
小島委員	こども・子育て支援割。
事務局 板坂 G L	はい、そのイメージです。
工藤会長	雲財委員。
雲財委員	結局、一般の人にはわからないように。市に言ってもしょうがない。わかるけど、多分、一般の人もね、なんか上がっているな。何百円、なんか、なんかちょっと、です。
工藤会長	他にございませんか。
	小島委員。
小島委員	情報ですけど、子ども・子育て支援金で、ちょっと健保連で議論になったのが、厚生年金加入者は、厚生年金からも子ども・子育て拠出金という名目で取られてるんです。 子ども・子育て支援金は、年金からも取るし、健康保険からもで、両方から支援してる形になるんです。 制度としては、年金から取れば、一本化で済んでるのをわざわざ健康保険にもしているんで、なぜ健保連は、OK（オッケー）したのかということで、非常に議論が出て、拠出金と支援金の違いは何なのかと。言うたら同じなんですよ。結局、先ほど説明した一番のライフステージを通じた経済的支援の児童手当金の支援っていうのが、年金の方が出ていて、そこにも足りないからこっちから出すっていう話で、非常に矛盾した制度を国会の方で決められたということで、これ、健保連でも健康

	健康保険組合でも議論になって、年金と健保と両方から、先ほどおっしゃったように流れていけば、税金でやると目立つから、流れていけば取れるだろうっていう制度で運用されるっていうのが非常に、我々は疑問で、健保連の方でも大きな話題になったということで、ちょっと情報で、年金からも出してるし、健康保険の方からも拠出されるっていう子ども・子育て支援金は多いっていうことをご理解だけいただけたら。 厚生年金加入者は、年金からも取られるということで、実際は、被保険者は負担してないんだけど、会社が出してるので。その金額がどんどん上がれば、会社が保険料を上げてきたりする可能性もあるんで、その点だけ、年金も出してる、健康保険も出してるっていうことを、国はひとつも制度説明しないんで、誰かが言わないとわからないことなんで。健保連でもこれは、国会議員と厚労省と議論された内容で、何でこうなったかっていうことを誰も説明できなかったっていうのがありまして、ただ、取れるところから取れと言う制度だということをご理解いただけたらと思います。
工藤会長	ありがとうございます。 はい、宮脇委員。
宮脇委員	小島委員のお話よくわかったんですが、周知は、市民の皆さんに関わってくるのであれば、国に聞いてくださいでなく、何かやっぱり市民の方にきちんとと思うんですが。
事務局 板坂課長	先ほど国に聞いてくださいと言ったのは、検証した結果をどうという部分について、私どもでは、その部分はどうにもできないのでということで回答したつもりです。
宮脇委員	例えば、小島委員が言われたようなことは、わかりやすい形で、皆さんに説明、周知することは、考えておられますか。
事務局 板坂課長	一応うちの、守備範囲の中については、ご説明できるんですが、他の部分ね、勝手に他の部門のっていう部分もありますので、その説明については責任が持てませんので、その部分については説明するつもりはございません。
工藤会長	はい、よろしいでしょうか。 他にございませんか。 小島委員。

小島委員	通してなんですけど、先ほどの資料の最後の一番下、欄外に、システム改修は、国が補填するとなってるんですけど、要するに、国が補填して、システムは作った。今後、健保もそうなのですが、メンテナンス費用が発生するんですよ。先ほどの資格確認書の発行システムもそうだし、子ども・子育て支援金制度の、システムもそうだと思うんですけど、メンテナンスが発生する費用ってどれぐらいを見込んでるんでしょうかね。 概算でもわかれば、要するに今回の導入に関しては、システム改修費用は国から補填されて、先ほどお願いした勘定科目で、収支としてすべてプラマイゼロになると。 しかし、今後、運営費は、要するに管理費はどんどんどんどん毎年かさんでくるんです。 先ほどの資料で管理費が結構、出てましたよね。4ページの委託費の、共同委託費とかで、システム保守委託料が45万ぐらい出てますよね。 実績報告作成システムがちょっとシステム的には違うとは思いますが、これぐらいの費用が本当にいるのかと。 であれば、2つだったら、2つ合わせて80万とか90万の費用が本当に委託費の補助費用として発生するのかな。 わからないのであれば、次の機会に、どれぐらいの保守費がかかりそうだと、教えていただきたいなと思います。
事務局 板坂課長	この部分のシステムについては、今回、新しい部分で追加されて、その後は、おそらく既存のシステムの中の一部に含まれるということで、その部分だけの金額の保守料で算出するのは困難です。
小島委員	一緒になっている。
事務局 板坂課長	はい。
小島委員	であれば、こういう40万とか50万とか出てこない。従来の保守費用に含まれるイメージでいいかな。
事務局 板坂課長	従来の部分が上がるかわかりません。
工藤会長	他にございませんか。 ないようですので、議題第7号、その他について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 石川G L	それでは議第7号、その他を説明させていただきます。 こちらの方は、資料はございませんが、本国民健康保険運営協議会ですね、委員さんの委嘱の期間が、令和8年の1月31日までとなっております。 事務局側の希望ではございますが、事務局側も経験年数も浅く、今後、運営委員の皆様へ、ご教示いただきたく、引き続き、2年の任期ですね、皆様に運営委員をお願いしたいと思っております。 なお、保険医または保険薬剤師を代表する会の皆様につきましては、それぞれの団体から推薦いただいておりますので、団体がございます委員様は、一存では難しいかもしれませんが、引き続き、委員をお願いできたらと思っております。
雲財委員	任期は、3年じゃないですか。
事務局 石川G L	すいません。3年です。3年が終わるんです。 それで引き続き3年をお願いできたらと思います。 途中、変わった委員さんもいらっしゃいますけれども、任期は3年でございます。 今ここで、即決というのは難しいのかもしれませんが、もし承諾いただけるのであれば、承諾書の方、お手元の方にお渡しはしておりますのでお願いいたします。
工藤会長	はい、他にございませんか。 以上で予定議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様で、何か国民健康保険全般に関してご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。 ございませんか。 ないようですので、最後に事務局より連絡事項などありましたらお願いいたします。
事務局 石川G L	事務局よりお知らせします。 議事録の署名についてですが、議事録が作成でき次第、会長及び署名委員様へお電話にてご連絡させていただきます。 あと、次回の運営協議会の開催は、例年通り、2月を予定しております。 また、よろしくをお願いいたします。
工藤会長	連絡事項が終わりました。

	皆様方の慎重なるご審議をいただきまして、すべての審議が終了いたしました。 皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進行いたしましたことを厚く御礼申し上げます。 以上をもちまして、令和7年度第1回東かがわ市国民健康保険運営協議会を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
--	--